

文化・芸術委員会規程

2008年 4月 1日制定

2014年 5月16日改訂

(目的)

第1条 文化・芸術委員会は、学会定款第5条（1）の学術研究事業のうち、文化・芸術に係わる学術研究集会及び研究発表会の企画、組織及びその運営を行う。

(構成)

第2条 文化・芸術委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員数名程度により構成する。

第3条 委員長は理事の中から会長が委嘱する。委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4条 副委員長は理事の中から会長が委嘱する。副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5条 幹事、委員は委員長の推薦により正会員の中から会長が委嘱する。幹事、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、特別の事情が生じた場合、委員長、副委員長、幹事及び委員の交代、補充あるいは減員を行うことができる。任期中の交代者の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 副委員長は委員長の補佐を行う。

第7条 幹事は委員長を補佐し、事務を取り扱い、運営の円滑化を図る。

(業務)

第8条 文化・芸術委員会は次の業務を行う。

- (1) 文化フォーラムに関する企画、組織、運営
- (2) ASIAGRAPHに関する企画、組織、運営
- (3) その他、文化・芸術に関する必要業務

(運営)

第9条 文化・芸術委員会は、委員長が必要と認めた場合、隨時開催する。

第10条 文化・芸術委員会は、電子メールを用いて行うこともできる。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2008年4月1日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。